

## ○平塚市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 平塚市子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項の規定により本市が定める計画をいう。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要なこと。

## (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保健福祉関係団体の代表者
  - (3) 保育・教育関係団体の代表者
  - (4) 商工労働関係団体の代表者
  - (5) 関係行政機関の職員
  - (6) 公募に応じた市民
  - (7) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、その調査審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、特定の事項及び専門的事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 平塚市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 平塚市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第1項の規定により市長が委嘱する委員は、別表第1に掲げる者とする。

(部会の所掌事務)

第3条 条例第8条の部会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 別表第2に掲げる者で組織する子育て支援事業推進部会 平塚市子ども・子育て支援事業計画の推進に関する事項
- (2) 別表第3に掲げる者で組織する公立園の在り方検討部会 平塚市の公立幼稚園及び公立保育所の在り方に関する事項

(部会の議長及び副議長)

第4条 部会に議長及び副議長1人を置き、部会委員の互選により定める。

- 2 議長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会は、議長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ部会を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の意見等の聴取)

第6条 議長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、健康・こども部保育課で処理する。

(部会の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、議長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成30年2月15日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和5年3月22日）から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

平塚市子ども・子育て会議

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市医師会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者
平塚商工会議所の代表者
西湘地域労働者福祉協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者

神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者
私立幼稚園の保護者の代表者
公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者

別表第2（第3条関係）

子育て支援事業推進部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民

別表第3（第3条関係）

公立園の在り方検討部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者

私立幼稚園の保護者の代表者
公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者